

夏休みの防犯



空き巣・こどもの防犯・特殊詐欺への対策を

自宅の空き巣対策

夏休み期間中は、帰省、旅行などで自宅を空ける機会も増えるため、空き巣や事務所荒らしなどの泥棒被害が増える傾向にあります。空き巣の侵入手段は、住宅の種類に応じて違って

夏休み期間中は、こどもたちが外で遊ぶ機会が増えます。こどもたちを犯罪から守るため、次の対策を講じましょう。

- 泥棒に不在を気づかせないため、長期不在にする際は新聞を止めるなどしておく
- 泥棒に不在を気づかせないため、長期不在にする際は新聞を止めるなどしておく
- 子どもを犯罪から守ろう
- 夏休み期間中は、こどもたちが外で遊ぶ機会が増えます。こどもたちを犯罪から守るため、次の対策を講じましょう。
- 「親として気を付けよう」
- いつも遊ぶ友達や、場所などを把握しておく
- こどものわずかな変化も見逃さず、異変があれば声をかける
- 家の周りや通学路の危険な場所をこどもと一緒にチェックしておく
- 鍵を持たせる時は、周りから見えないようにする
- 息子さん、お孫さんなどを名乗り、「電車の中で鞆を無く

夏休み期間中は、こどもたちが外で遊ぶ機会が増えます。こどもたちを犯罪から守るため、次の対策を講じましょう。

夏休み期間中は、こどもたちが外で遊ぶ機会が増えます。こどもたちを犯罪から守るため、次の対策を講じましょう。

- 「親として気を付けよう」
- いつも遊ぶ友達や、場所などを把握しておく
- こどものわずかな変化も見逃さず、異変があれば声をかける
- 家の周りや通学路の危険な場所をこどもと一緒にチェックしておく
- 鍵を持たせる時は、周りから見えないようにする
- 息子さん、お孫さんなどを名乗り、「電車の中で鞆を無く

第2回区議会定例会終わる

中央防波堤埋立地における境界に関する争論の調停申請などを可決

平成29年第2回区議会定例会が、6月7日から7月6日まで(会期30日間)開かれました。

今回の定例会では、中央防波堤埋立地における境界に関する争論の調停を申請する議案など30議案について審議され、それぞれ原案どおり可決されました。なお、可決された議案の内容は次のとおりです。

- 予算案件(1件) 「平成29年度江東区一般会計補正予算(第1号)」
- 条例案件(13件) 「江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例」など
- 契約案件(8件) 「江東区東大島文化センター改修工事請負契約」など
- その他の案件(2件)

「中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地における境界に関する争論の調停申請について」など

「特別委員会の委員定数の変更(2件)」

「オリンピック・パラリンピック推進特別委員会の委員定数の変更について」など

「障害者による文化芸術活動の推進を求める意見書」など

「代表の電話番号」に確認の電話をしてください。つながらないときは、迷わず110番通報しましょう。

夏休みに家族や親戚が集まる機会に、特殊詐欺被害の防止策について話し合い、家族の合言葉などを決めておきましょう。

「子ども自身の防犯意識を高める」

「子ども自身の防犯意識を高める」

「子ども110番の家」

「子ども110番の家」

「子ども110番の家」

「子ども110番の家」

障害者差別解消法 施行から1年

平成28年4月に障害のある人もない人も地域とともに生きる社会の実現を目指して、障害者差別解消法が施行されました。

対象となる障害のある人は、障害者手帳をもつ人だけではなく、精神障害(発達障害含む)のある人のほか、心身の機能障害のある人で、障害や制度、慣行などにより、日常生活や社会生活に制限を受ける人すべてが対象です。

この法律では、役所や企業、お店などが障害のある人に対して正当な理由なく、サービスなどの提供を拒否したり、障害がない人にはつけないような条件をつけたりする不当な差別的取扱いを禁止しています。また、公的機関の会議での手話通訳者の配置、障害のある人への適切

「困ったときは」相談を

「困ったときは」相談を

高額介護サービス費の 月々の負担上限基準

8月から一部の方が変更

高額介護サービス費とは、1か月に支払った介護サービス利用者負担の合計が高額になり一定額を超えたとき、申請により超えた分が払い戻される制度です。

8月から世帯のどなたかが住民税を課税されている方の負担の上限が下表のとおり変更となります。ただし、3年間の時限措置として、同じ世帯のすべての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円(37,200円×12か月)の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます。

対象となる方	7月までの負担の上限(月額)	8月からの負担の上限(月額)
世帯のどなたかが住民税を課税されている方	37,200円(世帯)	44,400円(世帯)

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の上限額を指します
※同じ世帯のすべての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400円)を設定
※その他の区分の方に変更はありません

国民健康保険

高額療養費の自己負担限度額が変更 70歳以上の方 8月診療分から

8月診療分から70歳以上の方の自己負担限度額が下表のとおり変更になります(70歳未満の方は自己負担限度額は変更ありません)。

3割負担(現役並み所得者)	7月まで	8月から
外来(個人ごと)	44,400円	57,600円

2割または1割負担(一般)	7月まで	8月から
外来(個人ごと)	12,000円	14,000円※1
外来+入院(世帯ごと)	44,400円	57,600円 [44,400円]※2

※1 年間上限額144,000円。
※2 []内の金額は、過去12か月の間に4回以上高額療養費の支給を受けるときの4回目以降の自己負担限度額です(多数回該当)。ただし、「外来(個人ごと)」の限度額による支給は、多数回該当の回数に含みません。

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール